

社協あつぎ

発行 社会福祉法人
厚木市社会福祉協議会
〒243-0018 厚木市中町1-4-1
保健福祉センター内
電話 046-225-2947 (代表)
FAX 046-225-3036
soumu@shakyo-atsugi-kanagawa.jp
https://www.shakyo-atsugi-kanagawa.jp



社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、市民の皆さまの参加と協力によって地域福祉の推進を図ることを目的とする、民間の福祉団体です。

みんなが暮らしやすい 福祉のまちづくり

▶ 地域福祉推進委員会の活動支援

各地区で自治会長や民生委員・児童委員、ボランティアなどが中心となって活動している「地域福祉推進委員会」。身近な場所で参加しやすいイベントを企画・開催したり、見守り活動を行って地域の福祉を支えています。

本会では全地区に担当職員（地域福祉コーディネーター）を配置して支援しています。4面をご覧ください！



見守り活動

子育てサロン



自宅で過ごすお手伝い

▶ 在宅援護事業

- 移送サービス「ひばり号」の運行
- 有料在宅援護事業「あつぎしあわせライフサービス」
- 車いすの貸出



ひばり号

地域福祉の応援団になりませんか 令和4年度 賛助会員募集

本会では、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進めるため、市民の皆様に「賛助会員」になっていただき、その会費を財源として、様々な地域福祉活動に取り組んでいます。

今年度も賛助会員加入期間を7月1日～12月20日とし、加入募集を行いますので、皆様のご協力をお願いいたします。賛助会員会費を活用している事業をご紹介します。

- 一般家庭：1口 500円 自治会にご協力いただき、募集します。
- 法人：1口 1,000円 本会より直接ご案内し、募集します。（3口以上のご協力をお願いします）

【令和3年度 賛助会員会費実績額 18,294,700円】



しあわせライフサービス



車いすの貸出



ミニデイサービス



居場所づくり



健康づくり

思いやりの心を育てる

▶ ボランティアセンターの運営

- 各種ボランティアの養成講座開催
- ボランティアグループの支援
- ボランティアの依頼・派遣などの相談
- ボランティア活動保険の窓口



小中高等学校での福祉教育



各種ボランティア講座

福祉の人材を育てる

▶ 福祉人材育成

- 同行援護従業者（視覚障がい者のガイドヘルパー）養成研修の実施



同行援護従業者養成研修

本会では
次のような事業も
実施しています！

厚木市権利擁護支援センター「あゆさぽ」

高齢や障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利や財産を守る成年後見制度の推進

日常生活自立支援事業「あんしんセンター」

日常的金銭管理サービス、福祉サービスの利用援助、書類等預かりサービス

居宅介護・同行援護事業

障害者総合支援法による身体介助、家事援助、視覚障がい者の同行援護

本会は、市や県社会福祉協議会からの受託金、県共同募金会からの配分金を受けています。また、収益事業などによる自主財源の確保に努めています。

令和4年度 重点事業・予算

「地域共生社会」の実現や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための「新しい生活様式」への対応も踏まえ、第6次地域福祉活動計画に位置付けられた事業を着実に推進し、住民ニーズの高い事業に、より積極的に取り組みます。

断らない相談から地域づくりへ

「福祉まるごと相談」体制による相談・支援の実施

全職員が相談の窓口となって福祉に関するあらゆる相談を受け付け、生活課題を抱えた人に寄り添い、課題解決を支援します。

また、一人一人への支援を積み重ね、地域づくりと連動した取り組みを進めます。

支え合いの仕組みをつくる

地域支え合い活動の推進

地域福祉推進委員会や第2層生活支援体制整備協議体*と連携しながら、住民同士が支え合うことができる仕組みづくりや居場所づくりを支援し、より地域に根差した活動を積極的に展開します。

*介護保険制度に位置付けられた「生活支援体制整備事業」で設置される、地域での情報共有と話し合いの場。

安心して暮らす権利を守る

権利擁護の推進

成年後見制度がより身近なものとなり、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、制度の理解促進に取り組むとともに、関係機関と連携を図り、本人を中心とした「チーム支援」に取り組みます。

また、市内社会福祉法人による法人後見受任の拡大と市民後見人の活動支援の仕組みづくりに取り組みます。

地域福祉の担い手を育成

多様なボランティア活動の推進

地域福祉を継続的に推進していくためには、地域福祉活動の担い手の養成と確保が不可欠です。

このため、ボランティアセンターによる情報の集約と発信、新たなボランティアの発掘や地域ボランティアの養成等に取り組んでいきます。

収入

(単位:千円)

勘定科目	予算	説明
会費収入	19,700	・市民や事業所など皆さまからの会費収入
寄付金収入	1,700	・善意銀行、ふれあい基金寄付金収入
経常経費補助金収入	134,020	・厚木市補助金及び交付金 ・共同募金配分金
受託金収入	35,718	・厚木市及び神奈川県社協受託金
貸付事業収入	3,817	・緊急援護資金償還金
事業収入	2,223	・あつぎしあわせライフサービスや移送サービスの収入、講座参加費、広報紙広告料等の収入
障害福祉サービス等事業収入	14,918	・介護給付費等の収入
公益事業収入	4,344	・喫茶及び売店事業の収入
収益事業収入	5,534	・自動販売機設置事業の収入
受取利息配当金収入	25	・ふれあい基金の預金利息等
その他の収入	401	・コピー機使用料収入等
借入金	1,000	・厚木市からの借入金
積立預金取崩収入	80,783	・積立金の取崩収入
前期末支払資金残高	498	・公益事業繰越金
合計	304,681	

支出

(単位:千円)

サービス区分	予算	主な事業内容
法人運営事業	178,998	・理事会、評議員会等の開催 ・厚木市社会福祉大会の共催 ・地域福祉コーディネーター経費 ・事務局の管理、運営等
住民福祉活動推進事業	38,435	・地域福祉推進委員会事業費交付金等
福祉活動推進事業	4,217	・福祉団体等に対する活動支援等
共同募金配分金事業	1,933	・男の料理教室などの実施 ・地域活動支援センターへの助成等
ボランティアセンター活動事業	9,109	・ボランティアセンターの管理、運営 ・ボランティア講座の開催 ・ボランティアグループ等への助成 ・災害ボランティア支援体制の強化 ・福祉教育推進事業の実施等
資金貸付事業	9,441	・緊急援護資金の貸付 ・生活福祉資金の申込受付事務等
在宅援護等事業	2,034	・あつぎしあわせライフサービスの実施 ・災害見舞金の支給 ・移送サービス「ひばり号」の運行
権利擁護支援事業	25,957	・成年後見制度に係る相談支援 ・終活相談 ・高齢者、障がい者への虐待に関する相談 ・市民後見人の育成等
日常生活自立支援事業	9,772	・日常的金銭管理サービスの実施 ・書類等預りサービスの実施 ・福祉サービスの利用援助
居宅介護事業	317	・障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスの実施
同行援護事業	14,527	・障害者総合支援法に基づく同行援護サービスの実施
喫茶事業	4,621	・障がい者の就労の場の確保として、「喫茶どんぐり」の運営
売店事業	4,422	・障がい者の就労の場の確保として、「売店どんぐり」の運営
自動販売機設置事業	898	・各施設利用者の利便性の向上を図るとともに、自主財源確保のため自動販売機を設置
合計	304,681	

事業計画書及び収支予算、第6次地域福祉活動計画は、本会ホームページでご覧いただけます。



厚木社協

検索

←日々の活動はフェイスブックで!



皆さまの善意 ありがとうございます

2月11日から5月20日までに善意銀行・ふれあい基金へ寄付金を寄せられた方々です。(敬称略・順不同)

會田 馨	2,260円	厚木さつきライオンズクラブ	10,650円
花の木会	3,902円	七桜会	36,910円
マルハン厚木北店	62,187円		
マルハン厚木店	57,848円		
神奈川県トラック協議会・厚木	141,167円		



広告



みらくる保育園



〒243-0213
厚木市飯山3191
TEL 046-270-3888
FAX 046-270-3338

みらいを創る
子どもを育む
保育園

笑顔に始まり 笑顔で終わる

- ◎介護老人福祉施設
- ◎居宅介護支援センター
 - ・通所介護(デイサービス)
 - ・訪問介護(ホームヘルパー)
 - ・短期入所生活介護
 - ・居宅介護支援
- ◎ケアハウス(軽費老人ホーム)
- ◎荻野地域包括支援センター
- ◎えまーぶる
 - ・デイサービス
 - ・居宅介護支援

神奈川県指定 介護保険サービス提供事業所

社会福祉法人 敬和会

けいわ荘

ケアハウス えがりて

厚木市下荻野2117-2
☎ 046-241-7771
FAX 046-242-6947

お 知 ら せ

日常生活における様々な悩み事相談は 福祉まるごと相談

市民の日常生活における様々な悩み事、心配事などを気軽に相談できる窓口です。

相談日 平日 8時30分～17時15分
(祝日・年末年始を除く)
場 所 厚木市保健福祉センター 5階
問合せ 総務係・援護係 ☎ 225-2947
地域福祉係 ☎ 225-2949

地域に支援が必要と思われる方がいる

地域の福祉活動に参加したい

いくつも課題があって自分では整理できない

どこに相談したらよいのか分からない



新型コロナウイルス感染症による生活福祉資金の特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で生活資金にお悩みの方々へ向けた特例貸付を実施しています(8月31日まで)。

- ▶ **緊急小口資金**
休業等により収入減少があり、一時的に生活維持のための貸付を必要とする世帯向け
- ▶ **総合支援資金**
収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯向け

必要書類、申請手順、申請期間等については次のホームページでご確認ください。

神奈川県社会福祉協議会のホームページ
▶ <http://www.knsyk.jp>
本会ホームページ
▶ <https://www.shakyo-atsugi-kanagawa.jp>
問合せ 援護係 ☎ 225-2947

令和3年度 赤い羽根共同募金実績報告

令和3年度赤い羽根共同募金運動にご協力いただきました皆さま、また、募金活動にご尽力を賜りました多くの関係者の方々に、心からお礼申し上げます。
お寄せいただいた募金額が確定しましたので、報告します。

■戸別募金	11,034,470円
■法人募金	1,971,075円
■街頭募金	70,105円
■職域募金	544,171円
■学校募金	302,345円
■その他の募金	455,639円
■イベント募金	24,969円
合 計	14,402,774円

「かながわ交通遺児等援護基金」等のお知らせ

神奈川県社会福祉協議会へ県民の皆さまや企業・団体から寄せられた寄付金及び本会に神奈川県トラック協議会・厚木から寄せられた寄付金をもとに、交通事故等により保護者が死亡または重度障害を負った世帯の20歳未満の子(登録時)の支援を行っています。
支援金の給付には、登録が必要です。支援の内容等や条件については、お問い合わせください。

▶ 神奈川県社会福祉協議会
交通遺児等援護基金担当
☎ 045-312-4813・045-312-4815

車いすの貸出

通院や外出、急なケガなどで一時的に車いすが必要となった市内在住の方に対して、2ヶ月間車いすを無料でお貸しします。
問合せ 援護係 ☎ 225-2947

厚木市権利擁護支援センター「あゆさぽ」

成年後見制度とは

知的障がい・精神障がい・認知症などによって一人で決めることに不安や心配がある人の、いろいろな契約や手続き、お金の管理についてお手伝いする制度です。



成年後見相談

成年後見制度の利用方法や後見人の実務に関する事など、専門職が相談をお受けします。

◇ 弁護士による相談

相談日 毎月第3木曜日 13時～14時
受付 予約制。相談日の1週間前までに電話で予約。相談は無料。

◇ 司法書士による相談

相談日 毎月第2・第3水曜日 13時～16時(1人1時間)
受付 予約制。相談日の1週間前までに電話で予約。相談は無料。

終活相談

自分らしい人生の最期を迎える準備について心配はありませんか。司法書士が相談をお受けします。

対 象

市内在住の高齢者
相談日 毎月第2・第3火曜日 13時～15時(1人1時間)

相談内容 遺言、遺産相続、財産管理、家族信託等
受付 予約制。相談日の1週間前までに電話で予約。相談は無料。

高齢者・障がい者の虐待通報受付

高齢者・障がい者の虐待に関する通報・届出を受け付けし、関係機関と連携して適切に対応します。

受付 平日 8時30分～17時15分
(祝日・年末年始を除く)

▶ 問合せは

厚木市権利擁護支援センター「あゆさぽ」
☎ 225-2939 FAX 225-3021
メール kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp

広告

社会福祉法人康仁会

特別養護老人ホーム はなの家とむる

(全室個室ユニット型)

家庭的な雰囲気の中で、利用者それぞれの「その人らしさ」を尊重し、最期まで自律した生活を支えていく施設を目指します。

入 所	96名	〒243-0031 神奈川県厚木市戸室5-9-15 ☎046-225-8787 FAX 046-225-8711 URL : http://koujinkai.tomei.or.jp E-mail : tokuyo-info@tomei.or.jp
短期入所	10名	
通所介護	20名	

企業等の社会貢献活動に

自動販売機を設置しませんか

本会では地域福祉活動を推進するため自動販売機設置事業を行っています。

設置していただいた自動販売機の売上額のうち一定額が地域福祉活動に活用されます。

問合せ先 総務係 ☎ 225-2947

意外とあなたの近くに♪

どんな活動をしているの？ 厚木市社会福祉協議会

日々の活動
Facebookで
発信中！



＊ 地域福祉コーディネーターを紹介します ＊

本会では、市内公民館単位の全15地区に「地域福祉コーディネーター」を配置し、生活上の悩みや困りごとを抱える方に対して、地域の皆さんや関係機関と協働・連携しながら、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう活動しています。
また、生活課題を抱える一人一人への支援を地域づくりにつなげ、地域課題を捉えて解決していく新たな仕組みも推進していきます。

青柳（あおやぎ） 担当：南毛利南地区
 檀山（かしやま） 担当：依知南地区、相川地区
 川添（かわぞえ） 担当：睦合西地区、玉川地区
 石田（いしだ） 担当：厚木南地区、小鮎地区
 太田（おおた） 担当：睦合南地区、南毛利地区
 甲斐田（かいた） 担当：依知北地区、森の里地区

＊ 上記担当者の連絡先は ☎ 225-2949

小又（おまた） 担当：厚木北地区、緑ヶ丘地区
 上野（うえの） 担当：南毛利地区
 谷津（やつ） 担当：睦合北地区、荻野地区

＊ 上記担当者の連絡先は ☎ 225-2789

お困りごとは、各地区の担当者へ



＊ 募 集 ＊

男の料理教室

調理をしながら正しい食生活のあり方について楽しく学ぶ教室です。

対 象 市内在住で、65歳以上の男性 8人（応募多数の場合は抽選）
日 時 ① 7月15日（金）10時～13時30分
 ② 9月16日（金）10時～13時30分
場 所 アミューあつぎ 6階 キッキングスタジオ
講 師 厚木市食生活改善推進団体「厚味会（あつみかい）」
参加費 1,000円（当日徴収）
申込方法 ①は6月24日（金）まで、
 ②は8月26日（金）までに電話、FAX（講座名・氏名・年齢・住所・電話番号を記入）またはQRコードからお申込みください。

申込先 援護係
☎ 225-2947
FAX 225-3036



親子手話教室

手話は聞こえない人の大切なことばです。親子で楽しく手話を学んで話をしましょう。

対 象 市内在住の小学生とその保護者 10組20人（応募多数の場合は抽選）
内 容 ★小学校4年生以上は1人での参加も可
 日常で使うことのできる簡単な手話の学習など
日 時 7月27日（水）～29日（金）全3回 10時～11時30分
場 所 厚木市保健福祉センター 4階 ボランティア研修室
参加費 無料
申込方法 7月13日（水）までに電話、FAX（講座名・氏名・年齢・住所・電話番号を記入）またはQRコードからお申込みください。

申込先 ボランティアセンター
☎ 225-2789
FAX 222-7440
主 催 厚木市手話サークルあゆの会
共 催 厚木市社会福祉協議会



厚木市権利擁護支援センター「あゆさぼ」 成年後見制度普及啓発講座

「知って得する講座 ～自分や家族を守る成年後見制度～」

今は必要なくても、判断能力の低下がみられた場合、銀行での手続き、入院時などに『成年後見制度が必要です』と言われることがあります。いざという時のために今から知っておくだけで、自分や家族を守ることに繋がります。
制度の利用を迷われている方や、とりあえず話を聞いてみたいという方も大歓迎です。基本的なことについて、専門職が事例を交え、分かりやすくお話しします。

対 象 市内在住または在勤の方 24名（応募多数の場合は抽選）
日 時 8月2日（火）14時～16時
場 所 アミューあつぎ 6階 ルーム610
講 師 特定行政書士：千代川浩子氏（行政書士 厚木なでしこ法務事務所）
参加費 無料
申込方法 7月19日（火）までに電話、FAX、メール（講座名・氏名・年齢・住所・電話番号・メールアドレスを記入）またはQRコードからお申込みください。

申込先 厚木市権利擁護支援センター「あゆさぼ」
☎ 225-2939
FAX 225-3021
メール kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp



同行援護従業者養成研修 （一般課程・応用課程）

視覚障がい者の日常生活の活動範囲を広げ、社会参加をサポートするために、外出時の移動支援に必要な知識・技能等の専門知識を身につける研修です。

対 象 市内在住または在勤・在学中、全カリキュラムを受講できる方 20人（応募多数の場合は抽選）
日 時 10月14日（金）、17日（月）、21日（金）、24日（月）、28日（金）全5回 9時～17時
場 所 厚木市保健福祉センター 4階 ボランティア研修室他
受講料 14,000円（初日に徴収）
 その他、テキスト代 2,640円
 実習にかかる交通費・食事等は自己負担
申込方法 9月22日（木）までに電話、FAX（講座名・氏名・年齢・住所・電話番号・事業所等でのガイドヘルパー活動の有無を記入）またはQRコードからお申込みください。

申込先 援護係
☎ 225-2947
FAX 225-3036

